

＜補完事項＞

区分	既存のお知らせ	補完事項
<p>再入国 前検査 及び 再入国 時の 診断書 提出</p> <p>診断 義務 の 免除</p>	<p>1. 現地出発前48時間以内に医療機関での診断が必要 (発熱, 咳, 筋肉痛, 肺炎の症状の有無を確認)</p> <p>2. 入国時, 現地医療機関が発行する韓国語又は英語の診断書の提示が必要</p> <p>在外公館が発行する 隔離免除書の所持者 ただし, 投資家, 企業者は免除</p>	<p>1. 現地出発日の2日(休日を除く)以内に医療機関へ訪問し, 診断を受ける必要あり <u>ただし, やむを得ない場合は, 3日(休日を除く)以内に診断</u> (発熱, 咳, 筋肉痛, 肺炎の症状の有無を確認しますが, <u>胸部X-ray撮影は必須ではない</u>)</p> <p>2. 入国時, 現地の医療機関が発行した韓国語又は英語診断書提示が必要 (現地の言語で発行された診断書に韓国語又は英語の翻訳を付けるか, 又は, 翻訳確認書を添付して提出す場合は有効な診断書として認定)</p> <p>在外公館発行の隔離免除書所持者 + 企業, 取材, 学術(研究) 目的出張者(3週間以内)として 法務部が発行した診断免除書所持者*</p>

※ 診断免除申請者は, 出張命令書(出張期間記載), 在職証明書(社員証なども認められる), 事業者登録証を提出